(資料1)

野洲市民病院 院内売店運営事業に係る仕様書

- 1 病院の概要
- (1) 病床数 (新病院計画)

199 床 (急性期 60 床、地域包括 49 床、回復期 50 床、維持期 40 床)

(2) 診療科 (現病院)

総合内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内分泌内科、 腎臓・人工透析内科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産 婦人科、眼科、放射線科、リハビリテーション科、麻酔科、健診科

(3) 入院患者数 (現病院)

約 120 人/日

(4) 外来患者数(現病院)

約 250 人/日

(5) 職員等(現病院)

約 400 人

(6) 売店・売上高 (現病院)

(売上 約8.6百万円/年)

(7) 自動販売機設置台数・売上高 (現病院)

8台 (売上 約2.4百万円/年)

(8) 入院セットサービス・売上高 (現病院)

(売上 約28.9百万円/年)

- 2 院内売店の設置・運営
 - (1) 営業場所 売店 野洲市民病院1階

自動販売機 野洲市民病院内(詳細は資料3参照)

- (2) 営業日 平日および十日祝日
- (3) 営業時間 平日 8 時から 17 時、土日祝日 10 時から 15 時を標準とし、プロポー ザルにおいて企画提案された営業時間とする。
- (4) 売店等の開設時期
- ア 売店等は、病院の開院時期に合わせて開設すること。

なお、病院の建設は令和8年11月に完了する予定であり、その後、医療機器の整備、 各種運用訓練、入院患者の移送等を経て、令和9年3月開院予定である。ただし、今 後の設計・建設工事の状況を踏まえて、変更となる可能性がある。

(5) 店舗の貸付け

ア 事業者の責務

- a 事業者は、店舗を売店等の運営以外の目的に使用してはならない。
- b 貸付け期間の満了又は契約の解約その他の事由によってこの契約が終了したとき は、受託者は、遅滞なく、店舗を貸し付け時の状態に復し、発注者に返還しなけれ ばならない。ただし、発注者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- c 事業者は、売店等を運営するに当たって第三者に損害を与えたときは、その損害を 賠償しなければならない。

イ 店舗の整備に係る条件

- a 資料4「店舗施工区分」の内容に沿って、事業者は必要な費用負担を行う。
- b 店舗の整備に当たっては、病院の建物の構造・躯体等に損傷を与えるはつり、穴あ け等を行ってはならない。ただし、病院が許可した場合はその限りではない。
- c 店舗の整備に当たっては、事前に図面等の工事関係資料を病院に提出し、工事内容 の確認・了承を得ること。
- ウ 店舗の整備にあたり、店舗の出入口の形状、水道管、下水管、電気配線の敷設位置等 を変更する必要が生じ、病院の建設工事の内容を変更(建築確認申請、消防計画書等 の変更手続を含む。)するときは、事業者がその費用を負担する。

3 院内売店・自動販売機の販売条件等

(1) 販売品目については、病院で使用すると思われる衛生・介護・医療用品や緊急入院等に対応できる商品のほか、一般的なコンビニエンスストアの取扱い品目とする。 また、病院の療養等にふさわしくない商品(たばこ、ノンアルコール飲料を含むアルコール類、風俗雑誌等) は販売禁止とする。

その他、事業者の提案によるサービスを実施する。

(例) ATM、複合機、公衆電話機 等

- (2) 自動販売機で取り扱う商品は飲料を基本とし、事業者からの提案に基づくものとする。
- (3) 販売価格は、一般的なコンビニエンスストアの価格を上回らないこと。
- (4) 院内売店の精算方法については、各種クレジットカード、各種電子マネー決済サービス に対応するものとする。

4 入院セットの販売条件等

(1)入院セット運営事業については、新病院の指定箇所を有償で借り受け、入院患者及びその家族に対し、入院生活に必要な寝巻、タオル等を洗濯付きで提供し、日用品等(おむつ、飲料を含む)の患者負担となる物品(以下「入院セット」という。)を支給し、日

額で料金を請求するものとする。

[受付業務]

- ・セット利用の案内資料の準備、利用申込受付、変更・終了手続きに対応する。手続き 手順は病院職員との役割分担を明確にし、効率的な方法を提案すること。
- ・入院患者や家族からの質問にも対応できる体制を設けること。

「商品管理]

- ・物品は常に清潔なものが病院の指定された場所へ保管されており、入院患者の申し出 の都度また必要に応じて配布することができる数量が常時確保されていること。また、 商品内容に関しては当該職員の希望を反映したものであること。
- ・物品の発注・納品、その他サービス運営上必要な物品の管理を通切に行うこと。 なお、リネン類の洗濯業務に関して、使用済みリネンを病院内の集約場所から回収し、 医療関連サービスマーク(寝具類洗濯業務)の認定を受けた事業者が適切な洗濯を実 施すること。
- ・事業者が物品の最終検品を行い、汚染・破損等がないように利用者に提供すること。 「入金管理」
 - ・事業者は、利用者と契約を締結し、利用料金の請求・回収を行うこと。料金の請求は 申込者個人とし、病院へは請求しないものとする。
 - ・利用料金の回収時に未収金が発生した場合は、事業者の責任で適切に管理すること。
 - ・現金及びクレジット・電子マネー等各種支払いに対応することが望ましい。

(2) その他

- ・入院セットサービスを運営する上で、商品の品目に関しては最大限、病院の意向に沿 わなければならない。また、病院からの要望や必要に応じて入院セットのリニューア ルにも対応すること。また病院からの指定品目(商品名等)に関しては、必ずその品目 を取り扱うこと。
- ・事業者は、サービス導入1週間程度前から既存の入院患者へ充分な説明等を行い、円 滑なサービス開始を図ること。
- ・事業者は、入院セットサービス運営に関わるあらゆる業務に対応可能な担当者が都度 訪問等を行い、運営に問題がないか常に確認すること。
- ・サービス運営に必要な物品は事業者が準備すること。
- ・事業者が使用する内線電話を除く電話回線及びインターネット回線の設置・使用料金 は運営事業者負担とする。(設置する場合)
- ・事業者は入院セットにかかる毎月の売上、取扱数等が確認できる資料を病院に毎月提 出すること。
- ・感染症患者が使用した洗濯物の処理方法を企画書に記載すること。

5 貸付け料

- (1)貸付料の年額は、年額3,807,600円(税込)を標準とし、プロポーザルにおいて企画提案された貸付け料の額とする。
- (2)貸付け料は月払いとし、支払方法、支払期日等については、協議して決定する。
- (3) 開設準備に要する期間は、無償で貸付ける。
- (4) 電気、水道及び下水道の使用料は、病院が整備する店舗用の計量器による使用量に基づき、実費徴収する。

6 その他総則事項

- (1) 法令で定める諸官庁への申請・届出は、すべて事業者の負担とする。
- (2) 事業者は、売店等における衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題についてはすべて事業者の負担と責任において対処すること。
- (3) 事業者の責に帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。
- (4) 看板等の色彩及び配置などは病院と協議し、病院内各施設と一体性を保つこと。
- (5) 営業上の必要から店舗内を修繕・模様替え、その他原型を変更しようとするときは、あらかじめ書面をもって病院の許可を受けなければならない。また、それらに要する費用はすべて自己で負担すること。なお、使用許可期間が終了し原型に回復する場合も自己負担とする。
- (7) 従業員はユニホーム、名札を着用するものとする。
- (8) 使用者の責に帰する理由により、病院財産の全部又は一部を荒廃させ、損傷し、又は滅失させたときは、直ちにその旨を申し出て速やかに損害額を賠償するか、原型に回復すること。
- (9) 事業者は店舗内に担当責任者を置き、店舗の適切な運営を行い、利用者からの要望苦情等にも対処する。また、その者が病院との対応責任者となること。
- (10) 店舗には、専用のごみ箱を設置し、事業者の責において適切に回収・処分すること。
- (11) 院内売店で販売する弁当類、調理パン類、おにぎり等は、常に食品の鮮度を保つこと。
- (12) 事業者が外線電話を設置する場合は工事費用、通信機等は事業者の負担とする。